

熊本県公報

号外 第 16 号の 6
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係整備に関する規則(人 事 課) 1
 - 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令.....(人 事 課) 2

規 則

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 26 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(熊本県職員委員会規則の一部改正)

第 1 条 熊本県職員委員会規則(昭和 24 年熊本県規則第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 25 条第 3 項」を「第 9 条第 3 項」に、「以下委員会という」を「以下「委員会」という」に改める。

第 5 条第 1 項中「県吏員」を「知事の補助機関である職員」に改める。

(熊本県税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 熊本県税条例施行規則(昭和 30 年熊本県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に、「事務吏員」を「職員(技能労務職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。)及び臨時職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定により育児休業の承認を受けている職員並びに熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年熊本県人事委員会規則第 2 号)第 13 条の表 6 の項及び 7 の項の特別休暇の承認を受けている職員の代替職員を除く。))を除く。)」に改める。

第 1 条の 3 中「事務吏員である」を削る。

別記第 8 号様式(表)中「熊本県事務吏員」を「熊本県職員」に改め、「平成」を削り、同様式(裏)中「呈示」を「提示」に改める。

(熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部改正)

第 3 条 熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則(昭和 39 年熊本県規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条(見出しを含む。)及び第 3 条中「事務吏員」を「職員」に改める。

(熊本県生活保護法施行細則の一部改正)

第 4 条 熊本県生活保護法施行細則(昭和 45 年熊本県規則第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「吏員」を「職員」に改める。

別記第 9 号の 3 様式中「交付吏員印」を「交付職員印」に改める。

(熊本県行政書士法施行細則の一部改正)

第 5 条 熊本県行政書士法施行細則(昭和 47 年熊本県規則第 73 号)の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式(裏)を次のように改める。

行政書士法（抜すい）

第 4 条の 12

- 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 13 条の 22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

- 2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該職員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。
- 3 当該職員は、第 1 項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に提示しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により発行された徴税吏員及び検税吏員の身分を証明する証票は、改正後の熊本県税条例施行規則の規定により発行された証票とみなす。

訓 令

熊本県訓令第 6 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
（熊本県福祉事務所処務規程の一部改正）

第 1 条 熊本県福祉事務所処務規程（昭和 26 年熊本県訓令第 1260 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「事務吏員である者」を「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員」に改める。

（熊本県港管理事務所処務規程等の一部改正）

第 2 条 次に掲げる訓令の規定中「吏員」を「職員」に改める。

- (1) 熊本県港管理事務所処務規程（昭和 30 年熊本県訓令第 605 号）第 5 条
- (2) 熊本県消防学校処務規程（昭和 38 年熊本県訓令甲第 46 号）第 7 条第 2 項
- (3) 熊本県消費生活センター処務規程（昭和 46 年熊本県訓令第 8 号）第 6 条第 2 項
- (4) 熊本県物価監視員設置規程（昭和 49 年熊本県訓令第 11 号）第 2 条
- (5) 熊本県福岡事務所処務規程（平成 11 年熊本県訓令第 20 号）第 6 条
- (6) 熊本県天草空港管理事務所処務規程（平成 11 年熊本県訓令第 23 号）第 7 条第 2

項

(7) 熊本県環境センター処務規程（平成 18 年熊本県訓令第 31 号）第 6 条第 2 項
（熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部改正）

第 3 条 熊本県家畜保健衛生所処務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 433 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「技術吏員」を「獣医師」に改める。

（熊本県税事務取扱規程の一部改正）

第 4 条 熊本県税事務取扱規程（昭和 47 年熊本県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 125 号様式中「熊本県事務吏員」を削る。

（熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部改正）

第 5 条 熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和 48 年熊本県訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「技術吏員」を「獣医師（臨時又は非常勤の職（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定により育児休業の承認を受けている職員並びに熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年熊本県人事委員会規則第 2 号）第 13 条の表 6 の項及び 7 の項の特別休暇の承認を受けている職員の代替職員を除く。）を除く。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

